

大分県報

令和七年
九月三十日
（六十）

（火曜日）

目次

教育委員会規則	一
大分県教育委員会行政組織規則の一部改正	一
大分県立中学校学則の一部改正	一
人事委員会規則	一
給料表の適用範囲に関する規則の一部改正	五
通勤手当の支給に関する規則の一部改正	五
公安委員会規則	五
交番等の設置に関する規則の一部改正	五
企業局管理規程	六
大分県企業局文書管理規程の一部改正	六
警察本部告示	六
大分県警察本部情報公開等窓口設置運営要綱の一部改正	六
教育委員会訓令甲	六
大分県教育委員会文書管理規程の一部改正	六
警察本部訓令	七
警察官の服制に関する規程の一部改正	七
○教育委員会規則	
大分県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。	
令和七年九月三十日	
大分県教育委員会	
大分県教育委員会規則第十二号	
大分県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	

大分県教育委員会行政組織規則（昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表の義務教育課の項中「、夜間中学開校準備班」を削る。

第八条第一号及び第二号中「市町村立学校」の下に「及び県立学びヶ丘中学校」を加え、同条第十二号中「県立夜間中学」を「県立学びヶ丘中学校の生徒の募集」に改め、同号を同条第十三号とし、同条中第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 県立学びヶ丘中学校の教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。

第九条中「県立中学校」を「県立大分豊府中学校」に改める。

附則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

大分県立中学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月三十日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第十三号

大分県立中学校学則の一部を改正する規則

大分県立中学校学則（平成十八年大分県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「転学等」を「転学、休学等」に、「入学選抜手数料」を「入学者選抜手数料」に改める。

第二条の表を次のように改める。

名 称	定 員		
	第一学年	第二学年	第三学年
大分県立大分豊府中学校	一二〇人	一二〇人	一二〇人
大分県立学びヶ丘中学校	―	―	―
			計
			三六〇人

備考 大分県立学びヶ丘中学校の生徒の定員は、定めのないものとする。

「第五章 入学、退学、転学等」を「第五章 入学、退学、転学、休学等」に改める。

第十二条中「保護者」の下に「（入学を許可された者が成年者である場合は、その者。以

下この条において同じ。」を、「第二号様式」の下に「又は第二号様式の二」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、大分県立学びヶ丘中学校に入学を許可された者の保護者は、住民票記載事項証明書書の提出を要しないものとする。

第十四条の次に次の三条を加える。

（休学）

第十四条の二 病気その他やむを得ない事由により三月以上出席することができず休学をしようとする大分県立学びヶ丘中学校の生徒（生徒が入学を許可された時に未成年者である場合は、その保護者。第四項及び次条から第十五条までにおいて同じ。）は、休学願（第四号様式）に医師の診断書等その事由を証する書類を添えて校長に提出しなければならぬ。

2 校長は、前項の事由が正当であると認めたときは、休学を許可することができる。

3 休学の期間は、三月以上一年以内とする。

4 校長は、引き続き休学をしようとする生徒が第一項に定める手続を行ったときは、前項の規定にかかわらず、当該休学を通算して二年以内の期間を限り延長することができる。

5 校長は、必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず、休学の期間を通算して二年を超えて延長することができる。

6 校長は、前三項に定める休学の期間が満了し、なお復学できない生徒については、これを除籍するものとする。

（休学の取消し）

第十四条の三 休学の許可を受けた後三月以内にその事由が消滅したときは、生徒は、休学取消願（第五号様式）に医師の診断書等その事由を証する書類を添えて校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の事由が適当であると認めるときは、休学を取り消すことができる。

（復学）

第十四条の四 休学中の者で、休学の事由が消滅し、復学をしようとする生徒は、復学願（第六号様式）に医師の診断書等その事由を証する書類を添えて校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の事由が適当であると認めるときは、復学を許可するものとする。

第十五条第一項中「の保護者」を削り、「第四号様式」を「第七号様式」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「退学願を受けた場合において、その」を加える。

第十六条中「伝染病」を「感染症」に改める。

第二号様式の次に次の一様式を加える。

第2号様式の2（第12条関係）

誓	約	書	年	月	日
大分県立宇布岐丘中学校長 殿					
生徒 住 氏 所 名 印					
私は、教育方針に従い、諸規則を堅く守るとともに、学業に専心することを誓います。					

注 氏名を記載し、押印することに代えて、自署することができる。

第四号様式中「第4号様式」を「第7号様式」に、「退学させたい」を「退学したい
(させたい)」に改め、同様式を第七号様式と「第三号様式の次に次の三様式を加える。

第4号様式（第14条の2関係）

休学願	年	月	日
大分県立学びヶ丘中学校長 殿			
生徒保護者	氏名		
下記のとおり休学したい（させたい）ので、許可願います。			
記			
期間	年	月	日から
事由	年	月	日まで

第5号様式（第14条の3関係）

休学取消願	年	月	日
大分県立学びヶ丘中学校長 殿			
生徒保護者	氏名		
年 月 日から のため休学していましたが、下記のとおりその事由が消滅したので、休学の取消しをお願いします。			
記			
期日	年	月	日
事由			

第6号様式（第14条の4関係）

復学希望	学年	氏名	住所
		生徒保護者	
		氏名	住所
大分県立宇佐中学校校長 殿			
年 月 日から 年 月 日のため休学しておりましたが、下記のとおり復学したい（させたい）ので、許可願います。			
記			
期日	年	月	日
事由			

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

○人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月三十日

大分県人事委員会委員長 和 田 久 継

大分県人事委員会規則第二十号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十三年大分県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「勤務する」の下に「校長、」を加える。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月三十日

大分県人事委員会委員長 和 田 久 継

大分県人事委員会規則第二十一号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和三十三年大分県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条の三第二項第二号中「育児休業をし」の下に「、育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業（一日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）により」を加える。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

○公安委員会規則

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月三十日

大分県報号外（教育委規則・人事委規則・公安委規則）

令和7年9月30日 大分県公安委員会委員長 久 家 里 三 大分県公安委員会規則第10号 交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則			改正する。 別表第1の大分中央警察署の部の津留交番の項中「、西の洲」を削り、同部の明野交番の項中「明野高尾4丁目」の次に「、明野高城1丁目、明野高城2丁目、高城台1丁目、高城台2丁目、高城台3丁目、高城台4丁目」を加え、同部の高城交番の項中「乙津港町1丁目の一部」の次に「、西ノ洲」を加え、同表の大分南警察署の部の敷戸交番の項中「ふじが丘山手3丁目」の次に「、光吉新町1丁目、光吉新町2丁目、光吉新町3丁目、光吉新町4丁目、光吉台1丁目、光吉台2丁目、光吉台3丁目」を加え、同表の別府警察署の部の南部交番の項中「山の手町」の次に「、山の手新町」を加え、同部の山の手交番の項中「鶴見園町」の次に「、鶴見1丁目、鶴見2丁目、鶴見3丁目、鶴見4丁目、荘園町、扇山1丁目、扇山2丁目、扇山3丁目、扇山4丁目、扇山5丁目、扇山6丁目、扇山7丁目、南立石中津留町、南立石公園町、南立石生目町、堀田町、南立石八幡町、実相寺町、観海寺町、南立石本町」を加え、同部の鉄輪交番の項中「小倉町」の次に「、大畑町、竹の内町、新別府町」を加える。 附 則 この規則は、令和7年11月8日から施行する。ただし、別表第1の別府警察署の部の改正規定は、令和8年1月10日から施行する。		
○企業局管理規程			大分県企業局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和七年九月三十日 大分県企業局長 渡 辺 淳 一 大分県企業局管理規程第八号 大分県企業局文書管理規程の一部を改正する規程 大分県企業局文書管理規程（平成二十一年大分県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。 第七十条の二中「大分県総務部行政企画課電子自治体推進室長」を「大分県総務部デジタ		
ル政策課長」に改める。 附 則 この規程は、公示の日から施行し、改正後の大分県企業局文書管理規程の規定は、令和七年四月一日から適用する。			○警察本部告示		
大分県警察本部告示第40号 大分県警察本部情報公開等窓口設置運営要綱（平成14年大分県警察本部告示第2号）の一部を次のように改正する。 令和7年9月30日 大分県警察本部長 嶋 野 徹 第4条中「午前9時30分」を「午前9時」に、「午後5時30分」を「午後4時」に改める。 附 則 この告示は、令和7年10月1日から施行する。			○教育委員会訓令甲		
大分県教育委員会訓令甲第十三号 大分県教育委員会文書管理規程（平成二十一年大分県教育委員会訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。 令和七年九月三十日 大 分 県 教 育 委 員 会 別表第一中 大分豊府中学校 大豊中 を 大分豊府中学校 学びヶ丘中学校 大豊中 学中 に改める。 附 則 この訓令は、令和七年十月一日から施行する。			教 育 庁 教 育 機 関 大 分 県 教 育 委 員 会		

○訓令本部警察

大分県警察本部訓令第26号

警察本部
警察学校
警察署

警察官の服制に関する規程（平成7年大分県警察本部訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

令和7年9月30日

大分県警察本部長 幡 野 徹

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第13条第1号中「科学捜査研究所」の次に「、交通企画課、交通指導課、交通規制課」を加える。

別表第1の警笛の項中「別図1」を「は別図」に改め、同表のシオルターバッズの項及び注を削り、同表の別図1中「別図1」を「別図」に改め、同表の別図2を削る。

附 則

この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

令和七年九月三十日

大分県報号外（警察本部訓令）